令和元年度特別部会報告書（案）「性的搾取（自画撮り被害以外）の対応策の検討」

第５回特別部会　資料４

第５回特別部会　資料２

|  |  |
| --- | --- |
| **検討項目** | **内　容** |
| ３．（２）①要求行為を条例で禁止することの妥当性について | ・いずれの類型においても、要求行為を規制することは困難であり、実効性が期待できない。・なお、自画撮り画像の要求行為の加害者の氏名を公表することについては、児童ポルノの提供や所持等について氏名公表に関する規定がないのに、要求行為（未遂行為）のみ府条例による罰則に加えて氏名公表を行うことは、抑止効果のための制裁としては過重である。 |
| ３．（２）②青少年を守るための対応策　について | 【更なる啓発の推進（大人に対する啓発の推進・青少年に直接働きかける啓発）】・青少年を取り巻く実情は大変深刻であり、平成30年提言に加え、青少年が興味本位などからSNS上にデート援助交際等の書き込みをした場合に、そうした投稿をやめるように呼び掛け、相談窓口等を紹介するような投稿を行うなど、注意・喚起が必要な青少年に直接届く啓発を行うべき。・大人に対して、青少年の健全な育成を阻害する行為をしてはならないという警告メッセージを発信し、被害の未然防止を図るべき。 |
| 【本体行為の規制の強化】・要求行為の目的である本体行為への規制を強化することが有効であり、平成30年提言のとおり児童ポルノの所持、製造や児童買春に対する重罰化を引き続き国に対して働きかけるべき。・青少年に対する淫らな性行為及びわいせつな行為については、条例第39条において禁止規定を定めているところであるが、この規制を強化すべきかについて議論を深める必要がある。 |